

ライダーズイン雲の上運用方針

1. 総則

梶原町運営の宿泊施設ライダーズイン雲の上を、ソーシャルメディアを情報提供媒体として活用し、発信することを通じて、町内外の利用者に梶原町の宿泊地としての情報を伝えることを目的とする。

2. 目的

本方針は、ライダーズイン雲の上がソーシャルメディアを情報提供媒体として運用するために必要な事項について定める。(以下「ライダーズイン SNS」とする。)

3. アカウント

- ・Instagram (アカウント名「ライダーズイン雲の上」riders_yusuhara)

4. 運用方法

- (1) ライダーズイン SNS は、管理者を産業振興課商工観光係とし、下記の内容を発信する。
 - ・ライダーズイン雲の上宿泊料金に関する事。
 - ・ライダーズイン雲の上が参加するイベント情報
 - ・その他、管理者が集客に繋がると判断した情報
- (2) ライダーズイン SNS の投稿に対するコメント等への返信は、原則行わないこととし、個別には対応しない。
- (3) ライダーズイン SNS は、必要に応じて他の SNS アカウントへのフォロー、またはそれに類似する行為、URL 掲載等の連携を行う事がある。

- (4) その他、ライダーズイン雲の上に関するご意見・お問い合わせについては、ライダーズイン雲の上管理人へ直接問い合わせいただくこととする。

5. 免責事項

- (1) ライダーズイン SNS の投稿内容及び情報の正確性については万全を期すが、完全性、および有効性を保証するものではなく、ライダーズイン SNS 利用者(以下利用者とする)が梶原町 SNS の情報を用いて行う一切の行為について、ライダーズイン SNS は何ら責任を負わない。
- (2) 梶原町は、利用者により投稿されたライダーズイン SNS に対する、「いいね!」「シェア」、「コメント」等について一切の責任を負わない。
- (3) 梶原町はライダーズイン SNS に関連して、利用者間または利用者と第三者でトラブルが発生した場合であっても一切の責任を負わない。
- (4) (3)の他、梶原町はライダーズイン SNS に関する事項によって、利用者に生じたいかなる損害においても、一切の責任を負わない。
- (5) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該コメントを投稿した利用者に帰属するが、投稿されたことをもって。利用者は梶原町に対し投稿内容を全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、利用者は梶原町に対し著作権を行使しないことに同意したものとする。
- (6) ライダーズイン SNS は、予告のない運用中止、コメント等の削除、アカウント自体の削除を行う場合がある。

6. 利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、利用者に予告なくコメント等の削除、ライダーズイン SNS のページ閲覧等の利用を制限する場合がある。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れのあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権・商標権・肖像権など梶原町または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条などの差別または差別を助長させるもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報进行特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (8) ほかの利用者、第三者等になりすますもの
- (9) 有害なプログラム等
- (10) わいせつな表現などをふくむライダーズイン SNS に対し不適切なもの
- (11) 梶原町の発信する内容に関係のないもの
- (12) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (13) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (14) その他、梶原町が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

7. 知的財産権について

ライダーズイン SNS に掲載しているすべての情報(テキスト、画像、動画等)に関する知的財産権(商標権・著作権等のすべての権利)は梶原町または正当な権利者に帰属する。私的使用または引用等、著作権法上認められた行為を除き、梶原町に無断で転載することはできない。引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示する。

8. 個人情報の取り扱いについて

「いいね！」ボタンやコメントの投稿などにより、公開される個人情報等については、利用者が各 SNS の規約に基づいて公開を承認したものとみなす。ライダーズイン SNS を通じて取得した個人

情報については、梶原町個人情報保護条例(平成 17 年梶原町条例 第 13 号)に基づき、適切に取り扱うものとする。

9. その他

この方針のほか、ライダーズイン SNS の運用に関し、必要な事項は管理が別に定める。

10. 適用

この方針は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。